

三条市男女共同参画推進プラン

男女共同参画社会をめざして

《平成23年度改訂版》

概要版

三条市男女共同参画推進プラン《平成23年度改訂版》

概要版

発行日 平成24年3月

発行 三条市 市民部 市民窓口課

〒955 - 8686 三条市旭町2丁目3番1号

TEL 0256 - 34 - 5511

FAX 0256 - 31 - 1105

ホームページ <http://www.city.sanjo.niigata.jp/>

E-mail simin@city.sanjo.niigata.jp

平成24年3月

三 条 市

計画の基本的考え方

男女共同参画社会を実現するため、平成17年12月に制定した「三条市男女共同参画推進条例」では、各種施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画の策定を義務づけました。この計画は、条例の基本理念に基づき三条市男女共同参画審議会からの答申を受け策定しました。

● 計画の目的

21世紀の最重要課題である男女共同参画社会の実現に向けた取組を、市、市民、事業者及び各種団体が連携、協力し、総合的かつ計画的に実施するために策定。

● 計画の期間

平成24年度から平成26年度までの3年間。
社会情勢の変化や計画の推進状況等に応じて必要な見直しを行う。

● 計画の基本理念と基本課題

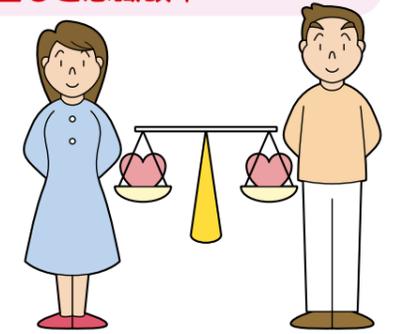
基本理念 (三条市男女共同参画推進条例第3条)	基本課題
男女の人権の尊重	1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実 2 あらゆる暴力の根絶 3 男女の性の理解と尊重
社会における制度または慣行についての配慮	4 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革 5 地域における男女共同参画の促進
政策等の立案及び決定への共同参画	6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 7 労働の場における男女共同参画の促進
家庭生活における活動と他の活動の両立	8 家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立の支援
国際的協調	9 国際理解・国際協調の推進
	10 計画の総合的な推進

3年間の重点課題

10項目の基本課題のうち、市民意識調査の中で、緊急性があり要望が高かった3項目を重点課題とします。

〈重点課題1〉男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革

社会制度・慣行が男女に与える直接的、間接的な影響を検討し、様々な社会制度・慣行の見直しについて男女共同参画の視点に立って行います。また、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、個性と能力を発揮できるように条件を整備するとともに、広報や啓発活動を積極的に行います。



- 男女共同参画推進にかかる現状分析と情報の収集と提供
- 分かりやすい広報・啓発活動の展開

〈重点課題2〉労働の場における男女共同参画の促進

事業所において、性別による処遇の格差の是正、仕事の内容と意欲や能力に応じた均等な待遇が一層確保されるよう広報・啓発活動を積極的に行うとともに、多様な就業形態を可能にするよう支援を図ります。



- 雇用の場における均等な機会と処遇の確保
- 農林業・商工業・サービス業等の自営業に従事する女性の経済的地位の向上と労働環境の整備への支援
- 多様な就業ニーズへの支援

〈重点課題3〉家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立の支援

男女が家族の一員として責任を持ち、家事・子育て・介護などの家庭生活と仕事等の活動を両立できるよう、家庭生活における男女共同参画の促進を図るとともに、事業所に対する広報・啓発活動を積極的に行います。



家庭

- 仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し
- 子育て支援の充実
- 家庭生活における男女共同参画の促進



仕事



地域活動

基本課題1

男女共同参画を推進する教育・学習の充実

幼児教育現場、小中学校において、男女平等の精神をはぐくむ教育の充実を図るとともに、男女共同参画意識を高める様々な学習機会の提供を図ります。

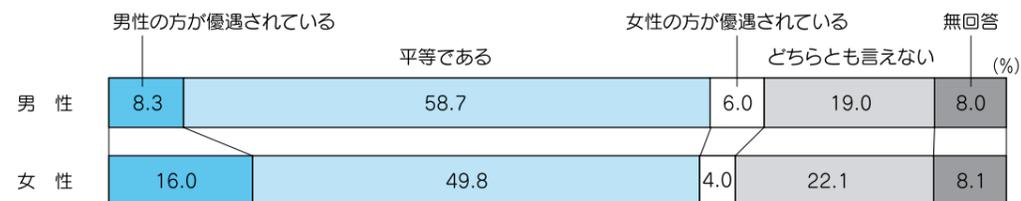
【課題】

- (1) 学校等における男女平等の精神をはぐくむ教育の充実
- (2) 男女共同参画意識を高める様々な学習機会の提供
- (3) メディアにおける男女共同参画の推進

【目標値】

- 「学校教育の場で」平等になっていると思う人の割合 現状 53.4% → 目標 **70%以上**

「学校教育の場で」平等になっていると思う人の割合



基本課題2

あらゆる暴力の根絶

セクシャル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス等の暴力は、人権侵害であると認識し、暴力を許さない社会づくりに向けた啓発に努めます。また、関係機関等と連携し、被害者に対する相談体制の充実を図ります。

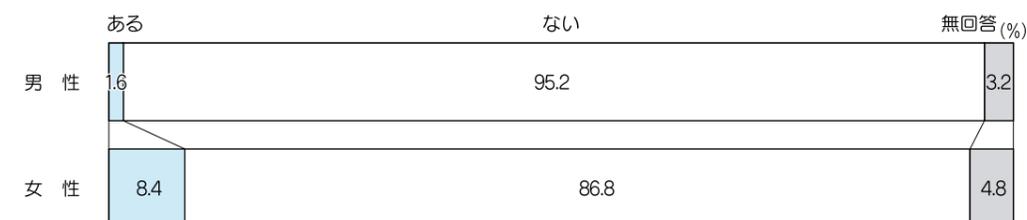
【課題】

- (4) セクシャル・ハラスメント防止対策の推進
- (5) ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた意識啓発及び保護体制の整備
- (6) 相談体制の充実

【目標値】

- セクシャル・ハラスメントの被害経験がある女性の割合 現状 8.4% → 目標 **減少させる**
- ドメスティック・バイオレンスの被害経験がある人の割合 現状 4.0% → 目標 **減少させる**

セクシャル・ハラスメントの被害経験のある人の割合



基本課題3

男女の性の理解と尊重

男女が互いの性を理解し、尊重する大切さを中心に、生涯を通じた健康維持のための正しい知識・情報を提供し、その意識啓発と教育に努めます。

【課題】

- (7) 男女の性の尊重に関する認識の啓発と教育

基本課題4

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革

「男は仕事、女は家庭」といった言葉に代表される社会制度や慣習の中に残る固定的役割分担意識を見直し、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、個性と能力を発揮できる社会づくりのために、広報や啓発活動を推進します。

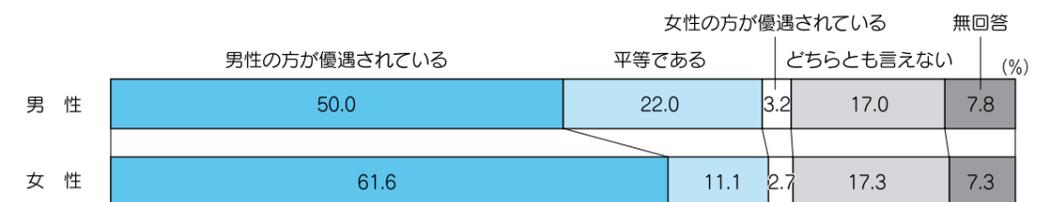
【課題】

- (8) 男女共同参画推進にかかる現状分析と情報の収集と提供
- (9) 分かりやすい広報・啓発活動の展開

【目標値】

- 「社会の慣習(しきたり)について」平等になっていると思う人の割合 現状 15.5% → 目標 **25%以上**

「社会の慣習(しきたり)について」平等になっていると思う人の割合



基本課題5

地域における男女共同参画の促進

様々な地域活動を行っている団体に対し、その活動を支援するとともに、男女共同参画の促進を図ります。

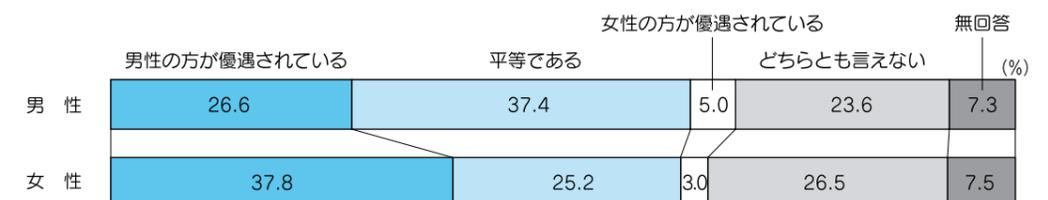
【課題】

- (10) 各種地域活動における男女共同参画の促進

【目標値】

- 「地域社会の中で」平等になっていると思う人の割合 現状 30.1% → 目標 **40%以上**

「地域社会の中で」平等になっていると思う人の割合



基本課題6

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

市、事業所、各種団体等の政策・方針決定過程に男女が対等に参画する機会を確保するため、市は率先して積極的な取組を進めるとともに、女性の人材育成の充実を図ります。また、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の周知など啓発活動に努めます。

【課題】

- (11) 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (12) 事業所及び各種団体の方針決定過程への女性の参画の促進
- (13) 女性の参画促進に向けた人材育成

【目標値】

- 女性の審議会等委員の割合 (現状) 25.7% → (目標) 30%

女性の審議会等委員の割合



基本課題7

労働の場における男女共同参画の促進

雇用の場で女性が男性と均等な機会を得て、活躍できる状況が実現できるよう啓発を図るとともに、一人ひとりが自分に合った働き方ができるように、多様な就業形態を可能にするよう支援を図ります。また、自営業に従事する女性の地位向上を促すとともに、起業や再就職を目指す女性を支援します。

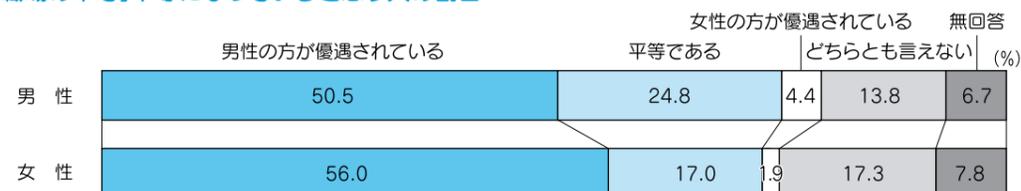
【課題】

- (14) 雇用の場における均等な機会と処遇の確保
- (15) 農林業・商工業・サービス業等の自営業に従事する女性の経済的地位の向上と労働環境の整備への支援
- (16) 多様な就業ニーズへの支援

【目標値】

- 「職場の中で」平等になっていると思う人の割合 (現状) 20.1% → (目標) 30%以上
- 家族経営協定の締結家族数 (現状) 36件 → (目標) 40件以上

「職場の中で」平等になっていると思う人の割合



基本課題8

家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立の支援

家庭生活と職業・地域生活を男女が両立できるよう多様な子育てなどの支援サービスを充実させ、社会がそれを積極的に支える環境を整備します。また、男女が家庭生活を共に担うことができるよう支援するとともに、事業者に両立支援制度の導入などの啓発を行います。

【課題】

- (17) 仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し
- (18) 子育て支援の充実
- (19) 家庭生活における男女共同参画の促進

【目標値】

- 「家庭の中で」平等になっていると思う人の割合 (現状) 27.1% → (目標) 40%以上
- 共働き世帯の男女の家事平均時間の格差 (現状) 2時間42分 → (目標) 2時間22分

「家庭の中で」平等になっていると思う人の割合



基本課題9

国際理解・国際協調の推進

男女共同参画に関する海外の各種情報や学習機会の提供を行い、国際理解・国際協調の推進を図ります。

【課題】

- (20) 男女共同参画に関する国際協調の推進
- (21) 男女共同参画の視点に立った国際交流・理解の推進

基本課題10

計画の総合的な推進

計画を着実に実施し、男女共同参画の推進を実効性のあるものにするため、市役所内の男女共同参画を推進し、推進体制を整備するとともに、市民、事業者及び各種団体と連携、協力して取り組んでいきます。

【課題】

- (22) 市役所内の推進体制の充実
- (23) 市役所内における男女共同参画の推進
- (24) 拠点施設の整備と充実
- (25) 関係機関、各種団体等との連携・協力
- (26) 計画の推進状況の点検・評価・情報公開

